

令和4年度2022年プロ野球オールスターゲームPR活動奨励金交付要綱

(奨励金の交付)

第1条 愛・野球博実行委員会(以下「実行委員会」という。)は、野球大会の開催を通じ、愛・野球博又は2022年プロ野球オールスターゲーム(以下「オールスターゲーム」という。)の開催をPRする競技団体に対し、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で、奨励金を交付する。

(対象大会)

第2条 奨励の対象となる野球大会(以下「対象大会」という。)は、次の各号のいずれかに該当する野球・ソフトボール等の大会のうち、次項に規定する周知が図られるものとする。

- (1) 全国(海外を含む。)から4チーム以上が参加して愛媛県内で開催される野球大会(以下「全国大会」という。)
- (2) 中四国地区又は西日本地区から4チーム以上が参加して愛媛県内で開催される野球大会(以下「中四国等大会」という。)
- (3) 愛媛県内の各市町からチームが参加して愛媛県内で開催される野球大会(以下「県内大会」という。)

2 前項の周知は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 野球大会の名称に「愛・野球博」の文字を冠することその他当該周知に代わるものとして実行委員会会長(以下「会長」という。)が適当と認める方法で周知を図ること。
- (2) 大会のプログラム、パンフレット、チラシ等の印刷物又はホームページ等の広報媒体に実行委員会が提供する愛・野球博又はオールスターゲームのロゴマークを掲載すること。
- (3) 大会会場において実行委員会が提供する愛・野球博又はオールスターゲームのロゴマークを掲載した横断幕等の掲示物を掲示すること。

3 県内大会のうち、地区予選等を開催するものにあつては、当該地区予選等においても前各号の周知を行うよう努めること。

(事業主体)

第3条 事業主体は、愛媛県野球協議会の構成団体その他会長が適当と認める競技団体とする。

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、次のとおりとする。

- (1) 全国大会及び中四国等大会 1大会につき50,000円
- (2) 県内大会 1大会につき25,000円

(奨励金の交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする競技団体(以下「競技団体」という。)は、令和4年度2022年プロ野球オールスターゲームPR活動奨励金交付申請書(様式第1号)に、事業計画書(様式第2号)を添えて、会長に提出しなければならない。

(奨励金の交付決定)

第6条 会長は、前条に規定する申請書を受理したときはその内容を審査し、適当と認めるときは、奨励金の交付を決定し、競技団体に通知するものとする。

(対象大会の変更又は中止)

第7条 競技団体は、対象大会を変更し、又は中止したときは、速やかに令和4年度2022年プロ野球オールスターゲームPR活動奨励金対象大会変更(中止)届出書(様式第3号)を会長に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 競技団体は、当該年度に開催される全ての対象大会が終了した後、その翌日(その日が休日の場合は、翌営業日)までに試合結果を実行委員会に報告すること。また、令和4年度2022年プロ野球オールスターゲームPR活動奨励金対象大会実績報告書(様式第4号)の提出については、当該終了の日から起算して1か月を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに、次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書(様式第5号)

(2) 対象大会のプログラム等その他第2条第2項に規定する周知の状況を証する書類
(奨励金額の確定)

第9条 会長は、前条に規定する実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査等を行い、適当と認めるときは、奨励金の額を確定し、その旨を競技団体に通知するものとする。

(奨励金の請求)

第10条 前条の規定により奨励金の額の確定通知を受けた競技団体は、令和4年度2022年プロ野球オールスターゲームPR活動奨励金請求書(様式第6号)を会長に提出しなければならない。

(奨励金の交付)

第11条 会長は、前条に規定する奨励金請求書を受理した場合は、奨励金を交付するものとする。

(関係書類の保管)

第12条 競技団体は、対象大会の開催に係る証拠書類を整備し、対象大会終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。